

江田島市地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について

「江田島市地域内フィーダー系統確保維持計画」の認定申請に伴い、協議会での承認が必要となるため、次の内容について協議します。

1 計画の名称 「江田島市地域内フィーダー系統確保維持計画」

2 計画の期間 令和5年度から令和7年度まで

3 概要

○令和5年度に補助金の交付を受けるため、次の運行系統の認定申請を行います。

- ・平成22年10月から市内の交通空白不便地域の移動手段を確保する目的で運行している予約乗合型タクシー「おれんじ号」
- ・平成24年4月から三高～宇品航路の大須棧橋抜港に伴い運行を開始した乗合タクシー「江田島北部朝夕便」

○この計画の認定を受けた運行系統の運行事業者は、国の地域公共交通確保維持改善事業費（地域内フィーダー系統確保維持費補助金）の補助対象となります。

○補助対象期間終了後、その運行実績により補助金の交付申請を行うことで、補助金が交付されます。

運行系統	運行日等	便数/日	適合基準等	運行事業者 (補助対象事業者)
江田島北部線	月・水・金	5便	・補助対象地域間幹線バス 系統への接続 ・過疎地域の運行	(株)江田島タクシー
江田島北部 朝夕便	毎日	朝1.5便 夕1.5便		
沖美北部線	月・水・金	4便	・過疎地域の運行	三高タクシー
沖美南部線	月～土	4.5便	・補助対象地域間幹線バス 系統への接続 ・過疎地域の運行	(有)能美タクシー

【主な記載事項】

- ・事業の目的と必要性、定量的な目標と効果
- ・運行系統の概要、補助対象事業者
- ・協議会の開催状況、利用者等の意見の反映状況 など

4 計画（案）

別紙（案）のとおり

5 今後のスケジュール

- ・本協議会で承認を得られましたら、それを証する書類とともに、国土交通大臣に申請を行います。
- ・提出は、広島運輸支局経由で行います。その際に、広島運輸支局との調整の中で、微修正を行う可能性があります。

※フィーダー系統とは

港やバス停などにおいて、地域間交通ネットワークと接続する系統で、乗継に適したダイヤ設定など、乗継の円滑化のための措置が講じられているものを言います。

「おれんじ号」「江田島北部朝夕便」は、港やバス停で船や路線バスとの接続を考慮したダイヤ編成を行っています。

地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

◆計画期間 令和5年度から令和7年度まで

◆地域内フィーダー系統確保維持計画の名称

「江田島市 地域内フィーダー系統確保維持計画」

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

江田島市の公共交通は、住民の生活圏が広島市や呉市におよんでいることから、必然的に航路が基軸を担い、市内の主要拠点間の移動を路線バスが担っている状況である。しかし、近年の人口減少やマイカー利用の増加等により、公共交通の利用者は減少傾向にある。

バスの路線体系については、現在市内を運行している江田島バス(株)が、路線一元化前の呉市交通局、能美バス(株)の路線を引き継いでおり、幹線、枝線のメリハリが不明確な状況である。また、路線はあるものの利用者の活動にマッチしていない部分もあり、利用が伸びない一因となっている。

一方、市内にはマイカーが無ければ移動に不便を生じる地域が多く存在しており、高齢化等によりマイカーを利用できない方を中心に、通院・買物等における移動手段確保のニーズが高まりつつある。このため、移動ニーズ等により幹線・枝線を明確化し、路線バスで対応できない部分についてはタクシー等を活用することとした。

(江田島北部地区デマンドタクシー・江田島北部朝夕便)

当該地区においては、地域内を経由する路線バス（小用～切串～大須線）が運行していたが、主に小中学生の通学に合わせた運行ダイヤであったため、10時～14時の運行が全くなく、栈橋や医院への移動手段がタクシーのみという状況にあった。

このため、通学にはスクールバスを運行し、路線バスの代わりにデマンド運行型乗合タクシーを導入することで、公共交通空白地域の住民の地域内での通院・買物などの移動ニーズに応えるとともに、広島港行きフェリー（切串西沖栈橋）や呉市天応栈橋行きフェリー（切串吹越栈橋）へと乗り継げるよう、広域的な移動ニーズに応えることを目的とする。

また、早朝夜間には路線定期型乗合タクシーを運行することで、本地域から広島港行きフェリー（切串西沖栈橋）や呉港行きフェリー・高速船（小用栈橋）、市内各所行き路線バス（小用栈橋）へ乗り継ぎ、広域的な通勤・通学の移動ニーズに応えることを目的とする。

江田島北部地区デマンドタクシーについては、平成22年10月から実証運行を開始し、平成24年4月から本事業を活用した運行を行っている。

江田島北部朝夕便については、平成24年4月から実証運行を開始し、同年6月から

本事業を活用した運行を開始している。また、平成29年4月から運行態様を変更（区域運行から路線定期運行へ）して、運行を継続している。

（沖美（北部・南部）地区デマンドタクシー）

当該地区においては、地域内を経由する路線バス（沖美線）が運行しているが、運行距離に対して利用者が少なく、日中の便数が少ないため、地区住民の通院や買物などの移動ニーズを十分に満たすことができない状況にあった。

このため、路線バスを朝夕のみの運行とし、日中はデマンド運行型乗合タクシーを導入することで、公共交通空白地域の住民の地域内での通院・買物などの移動ニーズに応えるとともに、広島港行きフェリー（三高栈橋）や高速船（中町・高田栈橋）へと乗り継げるように、広域的な移動ニーズに応えることを目的とする。

沖美地区デマンドタクシーについては、平成22年10月から実証運行を開始し、平成24年4月から本事業を活用した運行を行っている。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

1. 事業の目標

路線バスに代わる新たな公共交通として、栈橋や医療機関、商業施設など住民の移動ニーズに細やかに対応した交通機関となるべく、航路や路線バスとの乗り継ぎを可能にするダイヤを設定するなど、住民の活動機会の創出を図る。

市の人口減少（5年間で約△2,800人）が進み、コロナ禍の終息も見通せない困難な状況ではあるが、利用促進を図り、次の内容を令和5年度から令和7年度までの目標とするとともに、令和7年度に目標の見直しを行う。

「4系統全体の収支率 15%」

近年の4系統全体の収支率が、令和元年度…12.08%、令和2年度…10.54%、令和3年度…11.51%と推移していることから、収支率15%を目標とすることにより、運行の維持及び利用促進につなげていく。

「上下便のいずれかの稼働率 50%」（デマンドタクシー）

現時点で、計3便（江田島北部線の3便・5便及び沖美北部線の4便）が下回っているため、上下便のいずれかの稼働率50%を目標とすることにより、運行の維持及び利用促進につなげていく。

「上下便のいずれかの有人稼働率 25%」（江田島北部朝夕便）

全便が目標を達成している。引き続き、上下便のいずれかの有人稼働率25%を目標とすることにより、運行の維持及び利用促進につなげていく。

2. 事業の効果

当該路線を維持・確保することで、地域内の通院や買物など高齢者の日常生活に必要な不可欠な移動手段や、通勤・通学のために必要な移動手段が確保される。

また、栈橋で広島行き航路（フェリー・高速船）との接続により、広島市への移動手段の確保及び高齢者の外出機会の創出につながる。

さらには、利用実態に応じた最低限必要な便数を確保する等により、限られた財源の中で運行を継続・維持していくことが可能となる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・路線バスや航路も含めた公共交通のネットワークが一目で分かる、公共交通マップの作成及び全戸配布を行うとともに、**居住地別・栈橋別の時刻表の作成を検討する。**
- ・**バス路線網の再編時には、他の交通モードとの接続に対応したダイヤ編成を行う。**
- ・**稼働率が低迷している系統については、ダイヤ改正を検討する。**
- ・利用を促進するためのチラシの作成及び対象地域内への全戸配布。
- ・市内で就労している外国人のニーズに対応するため、チラシの多言語対応を検討し、新規利用者の獲得を目指す。
- ・地域住民を対象とした出前講座やモビリティマネジメントを実施し、利用促進に向けて取り組む。
- ・MaaS や AI 配車システムなど次世代型公共交通システムの導入に向け、関係機関等と連携しながら、検討していく。
- ・市ホームページやデジタルサイネージに運行情報を掲載するなど、市外の方も利用しやすい環境をつくる。
- ・実施主体 江田島市公共交通協議会

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

- 地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）
「表1」添付
- 運行の態様 デマンドタクシー（区域運行）・江田島北部朝夕便（路線定期運行）
運行内容については、別紙チラシを参照。
- 運行予定者 運行の安全性（事業の実績や行政処分状況、重大事故の発生状況）、
運行管理体制などに基つき、総合的に判断した結果、引き続き同事業者を選定した。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

本協議会が運行を委託するため、補助対象経費から国庫補助金額の差額分を引いた額を委託料として本協議会が負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・【江田島北部線】【江田島北部朝夕便】株式会社 江田島タクシー ・【沖美北部線】三高タクシー ・【沖美南部線】有限会社 能美タクシー
7. 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法
法定協議会を補助対象事業者としないため記載なし
8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし
9. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし
11. 外客来訪促進計画との整合性
外客来訪促進計画が策定されていないため記載なし
12. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
補助金交付要綱「表5」添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性
車両の取得を行わないため記載なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
車両の取得を行わないため記載なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

車両の取得を行わないため記載なし

16. 老朽車両の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けないため記載なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

江田島市における公共交通の課題解決に向けての協議を行うため、江田島市公共交通協議会（委員は、交通事業者、住民代表、学識経験者、国・県・市等で構成）を開催している。

○平成21年度

- ・第1回 平成21年7月7日
協議会の設立、連携計画策定方針の確認、市内公共交通の現状・課題などについて意見交換
- ・第2回 平成21年10月9日
交通空白不便地域モデル地区の選定と、三高・大須～宇品航路の現状について協議
- ・第3回 平成21年11月25日
交通空白不便地域モデル地区の選定と、航路の合理化・効率化について協議
- ・第4回 平成21年12月25日
交通空白不便地域モデル地区の決定と、航路の合理化・効率化について協議
- ・第5回 平成22年1月28日
江田島市地域公共交通総合連携計画（素案）と、地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価（案）について協議
- ・第6回 平成22年2月23日
江田島市地域公共交通総合連携計画について協議
- ・第7回 平成22年3月25日
江田島市地域公共交通総合連携計画の策定や、江田島市地域公共交通活性化・再生事業計画の認定申請などについて協議

○平成22年度

- ・第1回 平成22年5月27日
秋月～呉中央航路の現状について報告
- ・第2回 平成22年8月5日
交通空白不便地域モデル地区における運行計画案について協議
- ・第3回 平成22年9月28日

秋月～呉中央航路における社会実験運航後の方針について協議

- ・第4回 平成23年1月31日
西能美航路の合理化・効率化及び交通空白不便地域への移動手手段確保に係る中間報告、地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価（案）について協議
- ・第5回 平成23年2月21日
西能美航路の合理化・効率化に伴う実証運航後の方針、交通空白不便地域への移動手手段確保に伴う実証運行後の方針について協議

○平成23年度

- ・第1回 平成23年6月2日
（予算決算及び事業計画等についての協議のみ実施）
- ・第2回 平成23年9月27日
陸上交通の再編について協議、計画事業の進捗状況及び大須～宇品航路についての報告
- ・第3回 平成24年1月13日
陸上交通（路線バスなど）の再編、大須～宇品（フェリー）航路廃止に伴う代替交通手段について協議
- ・第4回 平成24年2月29日
三高～宇品航路の存続や今後の海上交通協議方針、予約型乗合タクシー「おれんじ号」の運行見直しや大須地区陸上代替交通手段について協議

○平成24年度

- ・第1回 平成24年5月23日
大須地区社会実験運行と生活交通ネットワーク計画（案）について協議
※生活交通ネットワーク計画について合意
- ・平成24年6月（書面審議）
7月からの大須地区暫定料金設定について承認を得た
- ・第2回 平成24年8月31日
大須～切串間の朝夕便運行状況や、江田島バスのダイヤ改正後の状況等について協議
- ・第3回 平成25年1月28日
陸上交通アンケート結果等について協議し、西能美航路の再々編の協議の進め方について報告

○平成25年度

- ・第1回 平成25年4月26日
地域公共交通確保維持改善事業の事業評価、西能美航路の再々編に向けた前提条件整理等について協議
- ・平成25年6月26日

生活交通ネットワーク計画（案）について承認を得た

- ・第2回 平成25年8月2日

三高～宇品航路のダイヤ改正に伴う沖美北部線及び沖美南部線のダイヤ改正、おれんじ号の運行基準、平成26年4月から見直しを行うことについて承認を得た

- ・第3回 平成25年10月29日，第4回 平成25年12月3日

（西能美航路に関する報告・協議のみ行った）

- ・第5回 平成26年1月30日

運行基準に基づき、平成26年4月からのおれんじ号の運行見直しについて協議を行い、生活交通ネットワーク計画の変更や各種変更手続きについて承認を得た

○平成26年度

- ・第1回 平成26年4月28日

西能美航路の再々編について報告し、規約改正（案）平成26年度事業計画及び予算について協議

- ・第2回 平成26年6月11日

決算、おれんじ号実績報告及び生活交通ネットワーク計画認定申請について協議を行い、ネットワーク計画認定申請の承認を得た

- ・第3回 平成26年11月25日

江田島北部線のダイヤ改正，ドリームのうみの貸付終了，中町／宇品航路の指定管理者募集について報告し，沖美南部線「夜間便実験運行」結果，おれんじ号の運行見直しの時期，地域公共交通確保維持改善事業評価について協議

○平成27年度

- ・第1回 平成27年5月13日

中町／宇品航路の指定管理者制度移行，平成26年度おれんじ号の運行実績，江田島市交通魅力アップ事業補助金について報告し，江田島市地域公共交通網形成計画の策定について協議

- ・平成27年6月29日（書面審議）

地域内フィーダー系統維持確保計画（案）について承認を得た

- ・第2回 平成27年9月24日

江田島市地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について報告し，江田島市地域公共交通網形成計画の策定について協議

- ・第3回 平成27年11月26日

江田島市地域公共交通網形成計画の策定について，課題等を協議

- ・第4回 平成28年1月19日

江田島市地域公共交通網形成計画（素案）について協議し，地域公共交通確保維持改善事業評価（案）を報告

- ・第5回 平成28年3月18日

江田島市地域公共交通網形成計画（案）について協議

○平成28年度

- ・第1回 平成28年5月30日
地域公共交通網形成計画，平成27年度おれんじ号の運行実績等について報告，「地域内フィーダー系統確保維持計画（案）」の認定申請について協議を行い，計画認定申請の承認を得た
- ・第2回 平成29年1月25日
おれんじ号のダイヤ改正，営業区域一部廃止，大須朝夕便の路線定期への運行の態様の変更や，これらに係る地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議を行い，承認を得た
- ・第3回 平成29年2月22日
地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議を行い，承認を得た

○平成29年度

- ・第1回 平成29年6月16日
地域公共交通網形成計画に掲げる事業の実施及び平成28年度おれんじ号等の運行実績等について報告し，地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の認定申請について協議を行い，承認を得た
- ・第2回 平成30年1月18日
平成30年度の乗合タクシー運行業務委託事業者の選定や陸上交通の検証について協議
- ・第3回 平成30年1月18日
平成30年度事業計画及び歳入歳出予算等について協議

○平成30年度

- ・第1回 平成30年6月19日
地域公共交通網形成計画に掲げる事業の実施及び平成29年度おれんじ号等の運行実績等について報告し，地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の認定申請について協議を行い，承認を得た
- ・第2回 平成31年3月12日
平成30年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価の書面審議の結果について報告した。

○令和元年度

- ・第1回 令和元年6月12日
地域公共交通網形成計画に掲げる事業の実施及び平成30年度おれんじ号等の運行実績等について報告し，地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の認定申請について協議を行い，承認を得た。
また，同日に第1回海上分科会を行い，市内航路事業者と船舶へのPASPY導入や

Wi-Fi設置等について協議した。

・第2回 令和元年12月19日

江田島バス(株)の事務所移転及び中町宇品航路の指定管理者募集等について報告し、令和2年度の乗合タクシー運行業務委託事業者の選定等について協議を行い、承認を得た。

・書面審議 令和元年12月26日

地域内フィーダー系統確保維持事業の事業評価(自己評価)について、書面審議を行い、承認を得た。

・第3回 令和2年3月16日

地域内フィーダー系統確保維持事業の事業評価(自己評価)、江田島バス(株)の交通系ICカードの導入及び中町宇品航路指定管理者募集に係る選定結果等について報告し、令和2年度事業計画及び歳入歳出予算(案)について協議を行い、承認を得た。

○令和2年度

・第1回 令和2年6月3日(書面審議)

江田島市航路維持支援金について報告し、地域内フィーダー系統確保維持計画(案)の認定申請について協議を行い、承認を得た。

・第2回 令和2年8月12日

新型コロナウイルス感染症対策公共交通支援補助金及び中町宇品航路のダイヤ改正等について報告し、乗合タクシー「おれんじ号」のダイヤ改正について協議を行い、承認を得た。

また、「おれんじ号」のダイヤ改正に伴う地域内フィーダー系統確保維持計画の変更届出についても、承認を得た。

・第3回 令和2年12月16日

令和3年度江田島市乗合タクシー運行業務委託について報告し、地域内フィーダー系統確保維持事業の事業評価(自己評価)について協議を行い、承認を得た。

・第4回 令和3年3月18日

市内交通事業者の新型コロナウイルス感染症対策のための取組を報告し、令和3年度事業計画及び歳入歳出予算(案)について協議を行い、承認を得た。

○令和3年度

・第1回 令和3年5月14日(書面審議)

江田島市地域公共交通計画の策定について報告し、地域内フィーダー系統確保維持計画(案)の認定申請について協議を行い、承認を得た。

・第2回 令和3年8月30日(書面審議)

おれんじ号及び江田島北部朝夕便の運賃改定について協議を行い、承認を得た。

・第3回 令和3年10月20日

乗って江田島航路スタンプラリー2021について報告し、江田島市地域公共交通計画の策定について協議を行い、承認を得た。

・第4回 令和3年12月27日

江田島市運航継続支援金について報告し、地域内フィーダー系統確保維持事業の事業評価について協議を行い、承認を得た。

・第5回 令和4年1月25日（書面審議）

江田島市地域公共交通計画（素案）について協議を行い、承認を得た。

・第6回 令和4年3月22日

令和4年度江田島市当初予算について報告し、江田島市地域公共交通計画（案）について協議を行い、承認を得た。

○令和4年度

・第1回 令和4年6月21日

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した交通事業者に対する支援事業について報告し、地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の認定申請について協議を行い、承認を得た。

○向こう3年間 年3回開催予定

18. 利用者等の意見の反映状況

○平成22年1月から2月にかけて、デマンドタクシー導入地区において住民との意見交換会を開催（計4回）

- ・沖美地区における交通分岐点についての意見を反映
- ・予約制や均一運賃の意見を反映

○平成22年9月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計19回）

- ・予約手順を分かりやすくしたものとの要望をチラシに反映
- ・シーサイド温泉のうみへの運行要望について、後のダイヤ改正により反映
- ・小用まで行きたいという要望について、後のダイヤ改正により反映

○平成22年11月から12月にかけて、利用登録者を対象にアンケート調査を実施

- ・運行曜日に対する意見を反映
- ・前日予約に対する不満に対し、当日1時間前予約に変更
- ・路線バスとの接続の意見を反映

○平成23年3月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計6回）

- ・利用方法の弾力化に対する意見を反映
- ・大柿町の病院へ行きたいという要望を、後のダイヤ改正により反映

○平成24年3月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計12回）

- ・大柿町の病院へ行くダイヤに対する意見について、今後協議を行う
- ・大型商店で買い物できるダイヤに対する意見について、今後協議を行う
- ・土日運行の意見に対し、土曜日の運行を追加

<p>○平成24年6月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会等を開催（計3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江田島北部の朝夕便の運賃を200円とするようにとの意見を反映 <p>○平成24年10月に、抽出した2千世帯へ公共交通に関するアンケートを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限られた財政状況の中、より効率的・効果的なサービスを提供できる運行形態等の見直しを路線バスも含めて、今後協議を行う予定
<p>○平成25年8月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計2回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三高～宇品航路のダイヤ改正に伴う、沖美北部・南部線のダイヤを改正 ・運行基準を定め、平成26年4月から運行見直しを行うことを説明し、了解を得た ・要望のあった沖美南部線で18時台の運行を平成25年10月から実験運行する ・実験運行時期や期間等に対する意見について、今後検討を行う <p>○平成25年9月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行基準を定め、平成26年4月から運行見直しを行うことを説明し、了解を得た <p>○平成25年10月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行基準を定め、平成26年4月から運行見直しを行うことを説明し、了解を得た <p>○平成26年1月に、デマンド導入地区における自治会長等へ運行実績等を説明・意見聴取や地区内での協議を依頼。また、住民説明会を開催（計1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖美南部線の18時台の実験運行期間を延長してほしいという意見を反映 ・沖美北部線の減便をせず、まずセダン化を行うという意見を反映 ・江田島北部線の減便に伴うダイヤ改正（案）の意見を反映
<p>○平成26年8月に、デマンド導入地区における自治会長等への説明・意見聴取を実施（計3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切串～宇品航路のダイヤ改正に伴い、大須朝夕便のダイヤ（案）の意見を反映 <p>○平成26年11月に、デマンド導入地区における自治会長等へ運行実績等を説明（計1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖美南部線で要望のあった18時台の実験運行について、平均乗車人数が1便あたり2名の運行基準に満たなかったため、終了する旨の報告を行い、了解を得た
<p>○平成27年10月から12月にかけて、デマンドタクシー導入地区において住民との意見交換会を開催（計2回）、平成28年2月に、利用者を対象にアンケート調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年3月に策定した江田島市地域公共交通網形成計画に意見を反映
<p>○平成28年4月から7月にかけて、デマンドタクシー導入地区において住民や自治会長との意見交換会を開催（計3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖美南部線で、三高棧橋及び中町棧橋の両航路ともに接続をしてほしいという意見を可能な限り反映 ・その他、ダイヤ改正（案）の意見を反映
<p>○平成28年10月から平成29年1月にかけて、デマンドタクシー導入地区において</p>

<p>自治会長への説明・意見聴取を実施（計5回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖美南部線で、山手の道路を運行経路に加えてほしいという意見を反映 ・沖美北部線と沖美南部線で、移転した「島の病院おおたに」へ乗り入れてほしいという意見を反映 ・沖美北部線と沖美南部線で、営業区域の縮小に伴い、路線バスへ接続して通院しやすくしてほしいという意見を反映 ・その他、ダイヤ改正（案）について説明を行い、了解を得た。 	
○平成29年4月に、デマンドタクシー導入地区において住民や自治会長に対して運行実績等を説明し、デマンドタクシーの利用促進について、情報提供した（計1回）	
○平成30年4月と7月に、デマンドタクシー導入地区において住民や自治会長に対して運行実績等を説明し、デマンドタクシーの利用促進について、情報提供した（計2回）	
○平成31年4月に、デマンドタクシー導入地区において住民や自治会長に対して運行実績等を説明し、デマンドタクシーの利用促進について、情報提供した（計1回）	
○令和2年10月に、中町宇品航路のダイヤ改正があったことから、地元自治会や運行事業者と調整しながら、おれんじ号と朝夕便において、航路との接続に配慮したダイヤ改正を行った。	
○令和3年8月に、おれんじ号を含む公共交通の利用実態や利用者ニーズを把握するため、市民へのヒアリング調査を行い、江田島市地域公共交通計画に反映させた。	
○令和4年3月に、デマンドタクシー導入地区において住民等に対して運行実績等を説明し、デマンドタクシーの利用促進について、情報提供した（計1回）	
※ 向こう3年間の意見募集計画等の予定はなし	
19. 協議会メンバーの構成	
学識経験者その他協議会が必要と認める者	広島商船高等専門学校 教授
一般旅客自動車運送事業者	江田島バス株式会社 代表取締役
一般旅客自動車運送事業者の運転手の代表	江田島バス株式会社 従業員代表
一般旅客定期航路事業者	広島県旅客船協会 会長
一般旅客定期航路事業者の船員の代表	瀬戸内シーライン株式会社 船員代表
タクシー事業者	広島県タクシー協会江能支部長
利用者又は住民代表者	江田島市自治会連合会長
	江田島市老人クラブ連合会長
	江田島市社会福祉協議会長
	江田島市女性会連合会長
	江田島市観光協会代表理事
国土交通省中国運輸局長又はその指名する者	中国運輸局海事振興部旅客課長
国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局首席運輸企画専門官

広島県地域政策局長又はその指名する者	広島県地域政策局交通対策担当課長
広島県警察江田島警察署長の指名する者	江田島警察署地域交通課長
江田島市副市長	江田島市副市長
江田島市企画部長	江田島市企画部長
道路管理者	江田島市土木建築部長
<p>○平成26年1月30日 第5回江田島市公共交通協議会において、規約の一部改正を行い、協議会の委員から「江田島市市議会議長の指名する者」を削除した。</p> <p>○平成26年4月28日 第1回江田島市公共交通協議会において、規約の一部改正を行い、役職名を変更・委嘱した。</p> <p>○令和3年3月18日 第4回江田島市公共交通協議会後に、県立広島大学名誉教授が委員を辞任したため、令和3年度以降は、学識経験者が1名体制となった。</p> <p>○向こう3年間メンバー等の変更予定なし</p>	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで 該当する 要件 (別表7の
江田島市	(株)江田島タクシー	(1) 江田島北部線		江田島町		往 km 復 km	146日	730回		区域運行	① ②-(1)	●江田島バス(株):4・8・13・13-1・14・14-1系統:小用バス停 ●上村汽船(株):広島～切串西沖航路:切串港 瀬戸内シーライン(株):呉～小用航路:小用港 …乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
		(2) 江田島北部朝夕便	大須	江田島町	小用	往11.5km 復11.5km	365日	1,095回		路線定期運行	① ②-(1)	●江田島バス(株):4・8・13・13-1・14・14-1系統:小用バス停 ●上村汽船(株):広島～切串西沖航路:切串港 …乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
	三高タクシー (城山 賢二)	(3) 沖美北部線		沖美町 能美町		往 km 復 km	146日	701回		区域運行	②-(1)	●瀬戸内シーライン(株):広島～三高航路:三高港 広島～高田・中町航路:高田港・中町港 …乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
	(有)能美タクシー	(4) 沖美南部線		沖美町 能美町		往 km 復 km	293日	2,637回		区域運行	②-(1)	●瀬戸内シーライン(株):広島～三高航路:三高港 広島～高田中町航路:中町港 …乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	江田島市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	21,930
交通不便地域等	21,930

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
8,494	江田島町	過疎地域自立促進特別措置法
4,560	能美町	過疎地域自立促進特別措置法
2,763	沖美町	過疎地域自立促進特別措置法
6,113	大柿町	過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
江田島市地域公共交通計画	令和4年3月31日	令和4年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

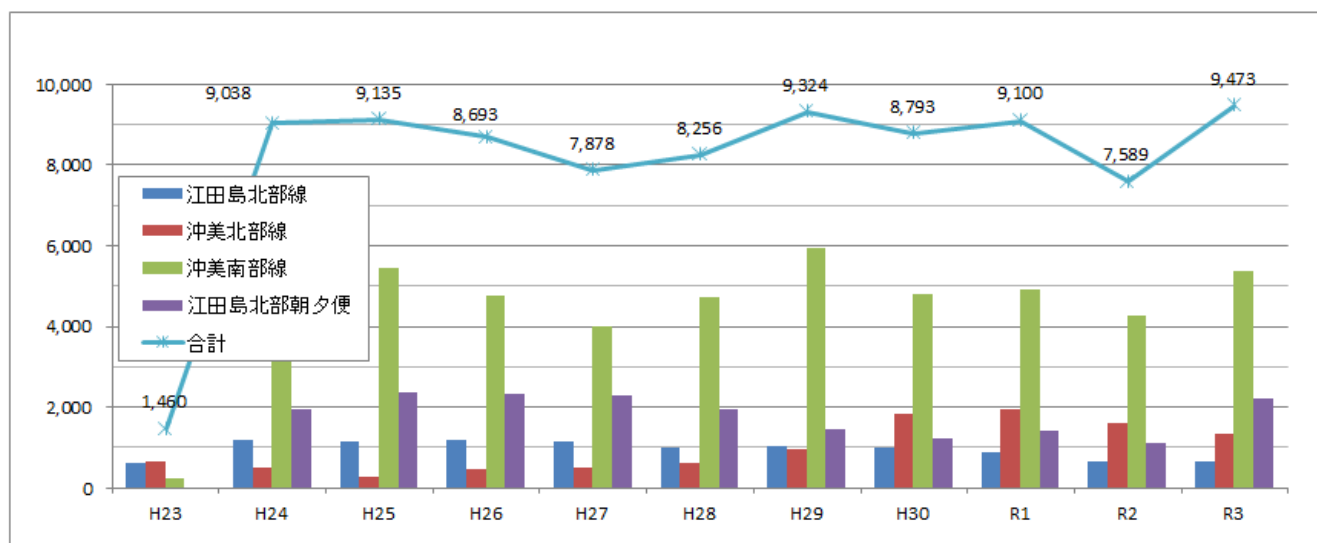
令和3年度おれんじ号・江田島北部朝夕便の運行実績について

1 利用者数の実績

(単位：人，%)

No.	運行系統名等		①便	②便	③便	④便	⑤便	⑥便	小計	R3計	R2計	増減数	増減率
①	江田島北部線	上り	117	130	11	34	83	-	375	632	642	-10	-1.6
		下り	5	73	30	88	61	-	257				
②	沖美北部線	上り	409	197	68	51	-	-	725	1,321	1,601	-280	-17.5
		下り	1	319	209	67	-	-	596				
③	沖美南部線	上り	684	1,291	599	248	-	-	2,822	5,339	4,268	1,071	25.1
		下り	58	124	1,005	597	733	-	2,517				
④	江田島北部朝夕便	上り	272	1,028	-	25	-	-	1,325	2,181	1,078	1,103	102.3
		下り	10	696	-	150	-	-	856				
									5,247	9,473	7,589	1,884	24.8
									4,226				

◎おれんじ号・江田島北部朝夕便 利用者数の推移



2 平均利用者数の実績 (1便当たり・1日当たり)

(単位：人)

No.	運行系統名等		1便当たり利用者数							1日当たり			
			①便	②便	③便	④便	⑤便	⑥便	小計	R3計	R2計	R3計	R2計
①	江田島北部線	上り	0.82	0.91	0.08	0.24	0.58	-	0.52	0.44	0.48	4.4	4.4
		下り	0.03	0.51	0.21	0.62	0.43	-	0.36				
②	沖美北部線	上り	2.86	1.38	0.48	0.36	-	-	1.27	1.15	1.36	9.2	10.9
		下り	0.01	2.23	1.46	0.47	-	-	1.04				
③	沖美南部線	上り	2.33	4.41	2.04	0.85	-	-	2.41	2.02	1.62	18.2	14.6
		下り	0.20	0.42	3.43	2.04	2.50	-	1.72				
④	江田島北部朝夕便	上り	0.75	2.82	-	0.07	-	-	1.21	1.00	0.37	6.0	3.0
		下り	0.03	1.91	-	0.41	-	-	0.78				
									1.48	1.28	0.76	10.0	6.4
									1.10				

3 稼働率の実績

(単位：%)

No.	運行系統名等		①便	②便	③便	④便	⑤便	⑥便	小計	R3計	R2計	2名以下の割合	
												R3	R2
①	江田島北部線	上り	58.0	60.1	7.0	21.7	30.8	-	35.5	32.7	33.5	93.4	96.9
		下り	3.5	42.7	17.5	51.7	34.3	-	29.9				
②	沖美北部線	上り	93.0	79.0	42.7	31.5	-	-	61.5	56.8	56.6	85.1	79.0
		下り	0.7	88.8	76.2	42.7	-	-	52.1				
③	沖美南部線	上り	93.9	96.6	85.3	51.9	-	-	81.9	55.7	69.1	66.2	74.6
		下り	17.4	15.4	48.1	48.1	44.4	-	34.7				
④	江田島北部朝夕便	上り	63.6	80.5	-	5.2	-	-	49.8	43.8	26.5	84.7	97.7
		下り	1.9	76.2	-	35.6	-	-	37.9				
									59.4	47.9	40.0	79.8	90.8
									37.3				

※② H26.4月～セダンで運行

4-1 運行の見直し基準及び時期

(1) 運行の見直し基準【平成25年度第2回江田島市公共交通協議会（H25.8.2開催）で確認】

①上下便の稼働率がいずれも50%（江田島北部朝夕便は25%）を下回る場合は減便

※ただし、交通空白不便地域の移動手段確保のため、週3日・午前午後各1便は最低限確保する。

②2名以下の利用が全体の9割を超える路線（江田島北部朝夕便を除く）は車両の小型化（セダン化）

(2) 運行の見直しの時期について

毎年4月から翌年3月までの運行実績をふまえ、地元や運行事業者等と協議を行い、必要に応じて、翌年4月からの運行を見直す。

4-2 運行の見直し対象系統等

(1) 上下便の稼働率がいずれも50%（江田島北部朝夕便は25%）を下回る場合

運行系統名等	稼働率（上り・下り）		見直し基準
江田島北部線	③便	7.0%	50.0%未満
	⑤便	30.8%	
沖美北部線	④便	31.5%	

(2) 2名以下の利用が全体の9割を超える路線

2名以下の利用が全体の9割を超える江田島北部線（93.4%）において、車両の小型化を検討する必要がありますが、江田島北部線と江田島北部朝夕便（定時定路線）は同一車両で運行しているため、現状維持とします。

4-3 今年度の取組方針

(1) 令和2年度は、計4便（江田島北部線の③・④・⑤便及び江田島北部朝夕便の⑤便）が見直し基準の対象となっており、令和2年10月にダイヤ改正（江田島北部線の増便や江田島北部朝夕便の減便等）を実施しました。その結果、江田島北部朝夕便の見直し基準は解消されました。

(2) 交通空白不便地域の移動手段を確保するため、必要なサービス水準の維持するとともに、おれんじ号の時刻表を全戸配布するなど、情報提供の充実を図ります。

また、見直し基準の対象路線においては、モビリティ・マネジメントなどの利用促進策を行うとともに、稼働率が低迷している原因を把握した上で、ダイヤ改正を検討します。

なお、バス路線網の再編時には、他の交通モードとの接続に対応したダイヤ編成を行います。

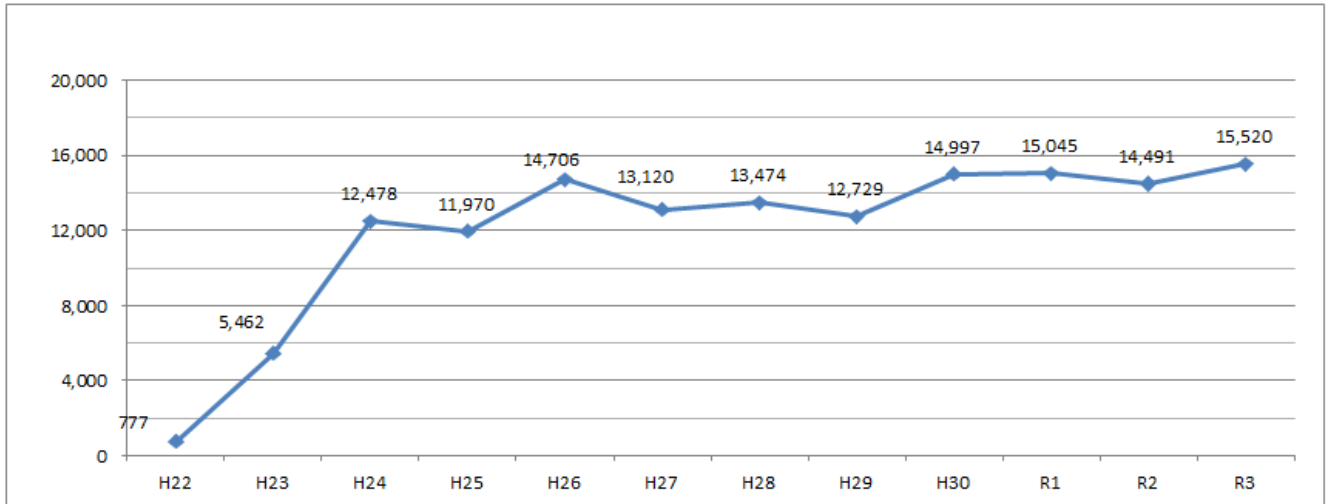
5 事業収支

		系統等	R3年度 R3.4~R4.3	R2年度 R2.4~R3.3	増減 (R3-R2)
収入 (A)	運賃収入	①江田島北部線	172,650円	189,750円	▲ 17,100円
		②沖美北部線	372,000円	470,850円	▲ 98,850円
		③沖美南部線	1,407,450円	1,172,850円	234,600円
		④江田島北部朝夕便	389,300円	192,700円	196,600円
		計	2,341,400円	2,026,150円	315,250円
支出 (B)	運行経費	①江田島北部線	2,488,581円	2,073,910円	414,671円
		②沖美北部線	3,732,960円	3,513,848円	219,112円
		③沖美南部線	5,916,826円	5,371,134円	545,692円
		④江田島北部朝夕便	4,639,737円	4,976,933円	▲ 337,196円
		計	16,778,104円	15,935,825円	842,279円
	車両経費	①江田島北部線	702,184円	514,266円	187,918円
		②沖美北部線	0円	0円	0円
		③沖美南部線	1,727,333円	1,522,875円	204,458円
		④江田島北部朝夕便	1,142,157円	1,259,415円	▲ 117,258円
		計	3,571,674円	3,296,556円	275,118円
	計	①江田島北部線	3,190,765円	2,588,176円	602,589円
		②沖美北部線	3,732,960円	3,513,848円	219,112円
		③沖美南部線	7,644,159円	6,894,009円	750,150円
		④江田島北部朝夕便	5,781,894円	6,236,348円	▲ 454,454円
		計	20,349,778円	19,232,381円	1,117,397円
収支 (A) - (B)	①江田島北部線	▲ 3,018,115円	▲ 2,398,426円	▲ 619,689円	
	②沖美北部線	▲ 3,360,960円	▲ 3,042,998円	▲ 317,962円	
	③沖美南部線	▲ 6,236,709円	▲ 5,721,159円	▲ 515,550円	
	④江田島北部朝夕便	▲ 5,392,594円	▲ 6,043,648円	651,054円	
	計	▲ 18,008,378円	▲ 17,206,231円	▲ 802,147円	
収支率 (A) / (B)	①江田島北部線	5.41%	7.33%	▲ 1.92%	
	②沖美北部線	9.97%	13.40%	▲ 3.43%	
	③沖美南部線	18.41%	17.01%	1.40%	
	④江田島北部朝夕便	6.73%	3.09%	3.64%	
	計	11.51%	10.54%	0.97%	
運賃収入100 円当り経費	①江田島北部線	1,848円	1,364円	484円	
	②沖美北部線	1,003円	746円	257円	
	③沖美南部線	543円	588円	▲ 45円	
	④江田島北部朝夕便	1,485円	3,236円	▲ 1,751円	
	計	869円	949円	▲ 80円	

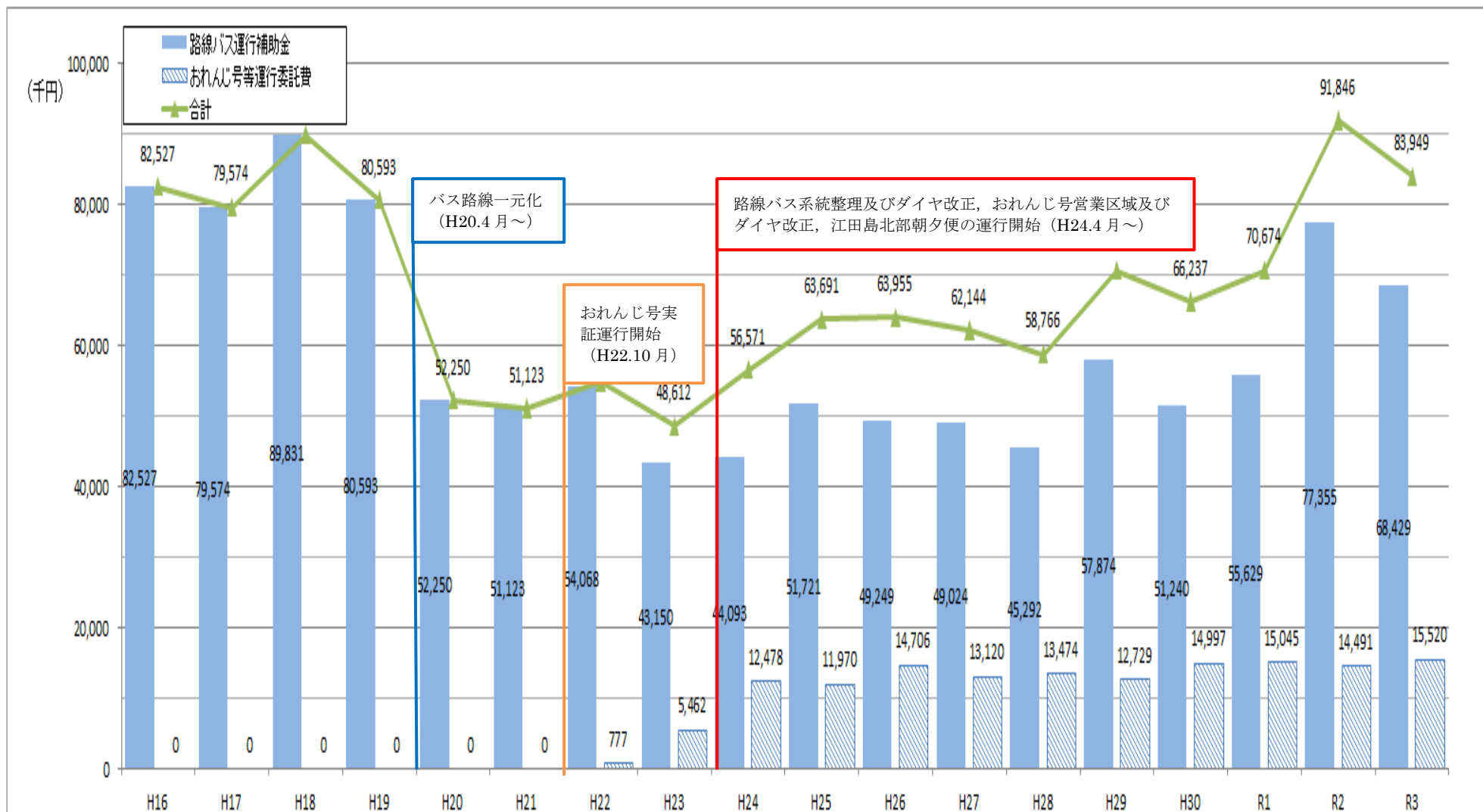
※①と④の車両経費については、同じ車両を使用しているため、便数で按分しています。

6 おれんじ号に係る市負担額の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
支出-収入	4,158,325	10,894,216	13,897,136	16,037,974	16,546,649	15,448,641	15,277,228	16,347,456	17,586,513	17,619,943	17,206,231	18,008,378
国補助	再生総合事業補助金	3,381,000	5,432,000									
	確保維持改善事業補助金			1,419,000	4,068,000	1,841,000	2,329,000	1,803,000	3,618,000	2,590,000	2,575,000	2,488,000
差引 市負担額	777,325	5,462,216	12,478,136	11,969,974	14,705,649	13,119,641	13,474,228	12,729,456	14,996,513	15,044,943	14,491,231	15,520,378



【参考】 陸上交通全体の行政負担額の推移



参考資料 1 令和3年度 おれんじ号・江田島北部朝夕便の概要

1 運行系統・ルート・運行日等

No.	運行系統名等	運行ルート	運行日	便数/日	運行事業者
①	江田島北部線	大須⇄切串⇄小用	月・水・金	5便	(株)江田島タクシー
②	沖美北部線	美能⇄三高⇄中町	月・水・金	4便	三高タクシー
③	沖美南部線	三高⇄沖⇄中町	月～土	4.5便	(有)能美タクシー
④	江田島北部朝夕便	大須⇄切串⇄小用	毎日	3便	(株)江田島タクシー

※①～③…平成22年10月から交通空白不便地域の移動手段確保のため運行開始（デマンド方式）

※④…平成24年4月からフェリーの大須港寄港廃止に伴い運行開始

2 運行ダイヤ

(1) 江田島北部線

【上り】大須⇒幸ノ浦⇒切串⇒小用

便	差須浜	大須	幸ノ浦	江関会館	切串西沖棧橋	切串吹越棧橋	森藤医院	小用棧橋
①	8:17	8:18	8:21	8:25	8:30	8:32	8:33	-
②	9:00	9:01	9:04	9:08	9:13	9:15	9:16	9:28
③	11:37	11:38	11:41	11:45	11:50	11:52	11:53	-
④	13:07	13:08	13:11	13:15	13:20	13:22	13:23	13:35
⑤	15:00	15:01	15:04	15:08	15:13	15:15	15:16	15:28

【下り】小用⇒切串⇒幸ノ浦⇒大須

便	小用棧橋	森藤医院	切串吹越棧橋	切串西沖棧橋	江関会館	幸ノ浦	大須	差須浜
①	-	8:37	8:38	8:40	8:45	8:49	8:52	8:53
②	10:40	10:52	10:53	10:55	11:00	11:04	11:07	11:08
③	-	11:57	11:58	12:00	12:05	12:09	12:12	12:13
④	13:50	14:02	14:03	14:05	14:10	14:14	14:17	14:18
⑤	15:55	16:07	16:08	16:10	16:15	16:19	16:22	16:23

(2) 沖美北部線

【上り】美能⇒高祖⇒三吉⇒高田⇒中町

便	美能	高祖	長尾医院	三吉奥	三高棧橋	高田棧橋	中町棧橋	温泉おたに
①	8:40	8:44	8:47	8:50	8:54	9:02	9:06	9:09
②	9:45	9:49	9:52	9:55	9:59	10:07	10:11	10:14
③	11:10	11:14	11:17	11:20	11:24	11:32	11:36	11:39
④	13:29	13:33	13:36	13:39	13:43	13:51	13:55	13:58

【下り】中町⇒高田⇒三吉⇒高祖⇒美能

便	温泉おたに	中町棧橋	高田棧橋	三高棧橋	三吉奥	長尾医院	高祖	美能
①	9:15	9:18	9:22	9:30	-	-	9:33	9:37
②	10:30	10:33	10:37	10:45	10:49	10:52	10:55	10:59
③	12:05	12:08	12:12	12:20	12:25	12:28	12:31	12:35
④	14:25	14:28	14:32	14:40	14:44	14:47	14:50	14:54

(3) 沖美南部線

【上り】三吉⇒高祖⇒美能⇒是長⇒畑⇒岡大王⇒鹿川⇒中町

便	三高棧橋	美能	林山上	是長	大王	是長口	中町棧橋	温泉おたに
①	7:55	8:02	8:13	8:19	8:26	8:31	8:37	8:40
②	9:45	9:52	10:03	10:09	10:16	10:21	10:27	10:30
③	12:45	12:52	13:03	13:09	13:16	13:21	13:27	13:30
④	14:50	14:57	15:08	15:14	15:21	15:26	15:32	15:35

【下り】中町⇒鹿川⇒岡大王⇒畑⇒是長⇒美能⇒高祖⇒三吉

便	温泉おたに	中町棧橋	是長口	大王	是長	林山上	美能	三高棧橋
①	-	-	-	7:24	7:31	7:37	7:48	7:55
②	8:45	8:48	8:54	8:59	9:06	-	9:16	9:23
③	12:00	12:03	12:09	12:14	12:21	12:27	12:38	12:45
④	13:37	13:40	13:46	13:51	13:58	-	14:08	14:15
⑤	15:45	15:50	15:56	16:01	16:08	16:14	16:25	16:32

(4) 大須朝夕便

【上り】大須⇒幸ノ浦⇒切串⇒小用

便	大須・差浜	大須棧橋	幸ノ浦	エセギ	切串西沖棧橋	切串	小用
①	6:15	6:16	6:19	6:22	6:25	6:26	6:38
②	7:15	7:16	7:19	7:22	7:25	7:26	7:38
③	17:40	17:41	17:44	17:47	17:50	17:51	18:03

【下り】小用⇒切串⇒幸ノ浦⇒大須

便	小用	切串	切串西沖棧橋	エセギ	幸ノ浦	大須棧橋	大須・差浜
①	6:45	6:55	6:58	7:01	7:04	7:07	7:08
②	17:15	17:25	17:28	17:31	17:34	17:37	17:38
③	19:02	19:12	19:15	19:18	19:21	19:24	19:25

3 運行車両



●ワンボックスタイプ (定員 9名)
江田島北部線・沖美南部線・大須朝夕便で運行



●セダンタイプ (定員 4名)
沖美北部線で運行